

# 確定申告はお済ですか？

みなさん確定申告はされましたか。まだお済でない方は、日程をご確認のうえ、申告にお越しく下さい。市・道民税の申告は生活に直結しています。市・道民税の申告によって国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、児童扶養手当などの額が決定しますので、申告をされないと税や保険料が高くなってしまったり、医療費の助成が受けられなかったりすることがあります。必ず市役所または東公民館で申告をしてください。

相談・問合せ 市税係 ☎32-2219

## 申告日程

期日	指定地域	会場	受付時間
3月1日(火)	平岸曙町、平岸仲町、平岸南町	東公民館 (茂尻支所)	午前の部 8:30~11:30 午後の部 13:00~16:00 【注】8:30前及び11:30から13:00までの時間帯は受け付けできませんのでご了承ください
3月2日(水)	茂尻中央町、茂尻本町、百戸町、エルム町		
3月3日(木)	茂尻春日町、茂尻新春日町、茂尻新町、茂尻栄町		
3月4日(金)	茂尻元町、茂尻旭町、茂尻宮下町		
3月7日(月)	宮下町	市コミュニティセンター (市役所併設)	<b>指定地域</b> ◆混雑をさけるため、なるべく指定する期日に申告してください。 ◆東公民館での相談日 (3月1日(火)~3月4日(金)) は市役所での受け付けはできません。
3月8日(火)	若木町南・北		
3月9日(水)	東文京町		
3月10日(木)	北文京町		
3月11日(金)	西文京町		
3月14日(月)	市内全域		
3月15日(火)			

## 一人ひとりの意識で変わる、公平・安全な街づくり

税や公共料金の収入は市の収入の中で非常に重要なものとなっております。また、収入としてだけでなく、「誰かが納めない」といった不公平を生みださないこともこれからのまちづくりに必要となっております。

毎日を純粋な笑顔で過ごすべき小さなお子様たちが、平等で安全なサービスを受けられること、今まで世の中を支えていただいたご高齢の方々が、安心して公共サービスを受けられる市であること。社会的に弱い立場にいる市民の方々が、安心して穏やかな毎日が送れるようなまちづくりのため、市民の皆様も「納期内納付・未納の解消」にどうかご理解とご協力をお願い致します。

■子ども未来・医療給付係 ☎32-2216



保育料の納付は忘れずに！  
 保育所の運営は、保護者に負担いただいている保育料と、国・市の負担金(保育所を利用していない方を含めた市民の税金も含む)により賄われています。  
 保育料の納め忘れにより貴重な財源が不足すると、「保育所の健全な運営」と「よりよい保育サービス」の提供に支障をきたします。  
 保育料の収納対策の一環として、保育料の滞納が続く方を対象に児童手当からの特別徴収を、市の歳入の確保と公平性の観点から本年2月から実施しております。対象となる方には、「児童手当(特別給付)に係る保育料特別徴収通知書」を送付します。  
 また、保育料の納付相談は、市役所1階社会福祉課子ども未来・医療給付係で随時実施しています。仕事や家庭の事情などで納期限までに納めることが困難な方は、必ず相談にお越しください。

### ▶ 納税(付)相談について ◀

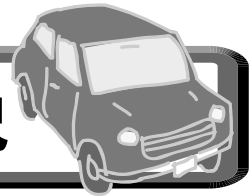
平日、午前8時30分から午後5時までの間、随時担当係で納税(付)相談を行っていますので、ご利用ください。

事務局  
 税務課納税係  
 ☎32-2219

赤平市市税等収納向上対策本部

変更になります

# 平成 28 年度軽自動車税



税制改正により、軽自動車税の税額が変更になります

問合せ 市税係 ☎ 32-2219

## ●軽自動車税

初度検査年月に応じて、税額が決まります。(表1)

※初度検査…新車購入時に最初にナンバーを取得するための検査。初度検査年月は、自動車検査証に記載されています。

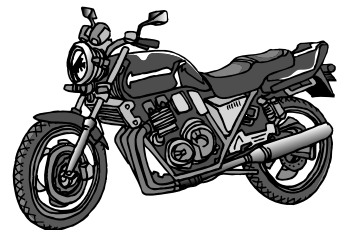
車種区分	平成27年度		平成28年度		
			①初度検査が平成27年3月以前	②初度検査が平成27年4月以後	③初度検査後13年を経過(経年重課)
三輪		3,100円	3,100円	3,900円	4,600円
四輪	貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円
	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円

①初度検査が平成27年3月以前の車両検査から13年を経過するまでは現行税額のままです。  
 ②初度検査が平成27年4月以後の車両新税額が適用されます。  
 ③初度検査後13年を経過した車両経年重課の税額が適用されます。  
 ※賦課期日の4月1日時点で13年を経過しているか判断します。  
 ※平成15年10月14日以前に初度検査を受けた車は、年のみの記載しかないため、その年の12月に検査を受けたものと見なします。

## ●原動機付自転車二輪車など

新税額が適用されます。(表2)

車種区分	平成27年度	平成28年度
原動機付自転車	50cc以下	1,000円
	50ccを超え90cc以下	1,200円
	90ccを超え125cc以下	1,600円
	ミニカー(50cc以下)	2,500円
軽自動車	二輪(125ccを超え250cc以下)	2,400円
二輪の小型自動車	250ccを超えるもの	4,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	1,600円
	その他	4,700円
雪上車	2,400円	3,000円



## ●税負担を軽減「グリーン化特例」

平成28年度は、三輪と四輪の軽自動車で、排出ガス、燃費性能の優れた車に、「グリーン化特例」が適用されます。(表3)  
 適用されるのは、平成27年4月1日～平成28年3月31日までに初度検査を受け、次の条件を満たしたものに限り  
 ます。※燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載されています。

### ◆特例①

電気自動車、天然ガス自動車(平成21年排出ガス10%低減)

### ◆特例②

乗用…平成17年排出ガス基準75%低減(以下★★★★★)  
 かつ平成32年度燃費基準+20%達成車  
 貨物…★★★★★かつ平成27年度燃費基準+35%達成車

### ◆特例③

乗用…★★★★★かつ平成32年度燃費基準達成車  
 貨物…★★★★★かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

車種区分	平成28年度			
	特例①	特例②	特例③	
三輪	1,000円	2,000円	3,000円	
四輪	貨物	営業用	1,900円	2,900円
		自家用	1,300円	2,500円
	乗用	営業用	3,500円	5,200円
		自家用	2,700円	5,400円